

公文書の件名、非開示部分及び非開示理由

公文書の件名	非開示部分	非開示理由
1 平成25年12月11日（水曜日）実施分		
(1) 精神病院立入検査調書 兼復命書	ア 入院患者数欄 イ 従業者数欄のうち精神保健 指定医、精神科ソーシャルワ ーカー、その他の人数	東京都情報公開条例第7条第3号に該当するため。 対象部分は、医療法に基づく医療機能情報提供制度（ひまわり）によっても公表されない病院の詳細な医療実績に関する情報である。これらを公にすることにより、病院の事業運営上の正当な利益を害するおそれがあると認められる。
	ウ 前回指摘・指導事項の改善状 況欄 エ 指導及び指摘事項欄	東京都情報公開条例第7条第3号及び第6号に該当するため。 対象部分は、病院が受けた検査に係る詳細内容や評価に関するものであり、これを公にすることにより、指摘・指導の該当の有無や件数のみによって単純に病院の優劣が比較されるなど、病院の事業運営上の正当な利益を害するおそれがあると認められる。 また、立入検査は病院の自主的な管理運営を促し、改善を図るために行っているもので公表されることを前提としていないため、これを公にすることにより、今後の検査事務に支障をきたすおそれがあると認められる。
(2) 付表	ア 項目欄に記載の聞き取り相手の 氏名及び特定の個人を識別で きる役職名	東京都情報公開条例第7条第2号に該当するため。 対象部分は個人に関する情報であり、開示することにより、特定の個人を識別できる又は個人の権利利益を害するおそれがある。
	イ 項目欄に追加記載した病院の 内部情報 ウ 検査事項欄に記載した「有・ 無」などの事項（「面会時間」、 「作業療法士の配置」、「種目」 及び「作業時間」を除く） エ チェック欄 オ 欄外のメモ	東京都情報公開条例第7条第3号及び第6号に該当するため。 対象部分は、病院が受けた検査に係る詳細内容や評価に関するものであり、これを公にすることにより、指摘・指導の該当の有無や件数のみによって単純に病院の優劣が比較されるなど、病院の事業運営上の正当な利益を害するおそれがあると認められる。 また、立入検査は病院の自主的な管理運営を促し、改善を図るために行っているもので公表されることを前提としていないため、これを公にすることにより、今後の検査事務に支障をきたすおそれがあると認められる。

## 公文書の件名、非開示部分及び非開示理由

公文書の件名	非開示部分	非開示理由
(3) 医療保護入院に関する 診察内容	ア 入院者の診察結果に関する情報  イ 診察記録	東京都情報公開条例第7条第2号に該当するため。 対象部分は個人に関する情報であり、開示することにより、特定の個人を識別できる又は個人の権利利益を害するおそれがある。
	ウ 診察した精神保健指定医のメモ エ 判定欄 オ 総合判定欄 カ 付随意見欄	東京都情報公開条例第7条第2号、第3号及び第6号に該当するため。 対象部分は個人に関する情報であり、開示することにより、特定の個人を識別できる又は個人の権利利益を害するおそれがある。 対象部分は、病院の診察・治療に係る詳細内容や評価に関するものであり、これを公にすることにより、指摘・指導の該当の有無や件数によって病院の優劣が比較されるなど、病院の事業運営上の正当な利益を害するおそれがあると認められる。 また、立入検査は病院の自主的な管理運営を促し、改善を図るために行っているもので公表されることを前提としていないため、これを公にすることにより、今後の検査事務に支障をきたすおそれがあると認められる。
(4) 各種制限・定期病状報告等実施状況	ア 行動制限、入院形態の変更、その他における検査員のメモ	東京都情報公開条例第7条第2号及び第3号に該当するため。 対象部分は個人に関する情報であり、開示することにより、特定の個人を識別できる又は個人の権利利益を害するおそれがある。 対象部分は、病院の診察・治療に係る詳細内容や評価に関するものであり、これを公にすることにより、指摘・指導の該当の有無や件数によって病院の優劣が比較されるなど、病院の事業運営上の正当な利益を害するおそれがあると認められる。
(5) 診察・告知等の実施状況	ア 患者氏名、入院年月日、入院形態、欄外に記載された患者情報	東京都情報公開条例第7条第2号に該当するため。 対象部分は個人に関する情報であり、開示することにより、特定の個人を識別できる又は個人の権利利益を害するおそれがある。
	イ 区分欄、内容欄における検査員のメモ ウ 評価欄 エ 特記事項 オ 欄外の検査員のメモ	東京都情報公開条例第7条第2号及び第3号に該当するため。 対象部分は個人に関する情報であり、開示することにより、特定の個人を識別できる又は個人の権利利益を害するおそれがある。 対象部分は、病院の診察・告知等の実施状況に係る詳細内容や評価に関するものであり、これを公にすることにより、指摘・指導の該当の有無や件数によって病院の優劣が比較されるなど、病院の事業運営上の正当な利益を害するおそれがあると認められる。

## 公文書の件名、非開示部分及び非開示理由

公文書の件名	非開示部分	非開示理由
(6) 隔離・拘束の手続き	ア 病棟、患者氏名、入院形態、 欄外に記載された患者情報	東京都情報公開条例第7条第2号に該当するため。 対象部分は個人に関する情報であり、開示することにより、特定の個人を識別できる又は個人の権利利益を害するおそれがある。
	イ 表題の一部 ウ 区分欄、内容欄における検査員のメモ エ 評価欄 オ ⑩の欄 カ 欄外の検査員のメモ	東京都情報公開条例第7条第2号及び第3号に該当するため。 対象部分は個人に関する情報であり、開示することにより、特定の個人を識別できる又は個人の権利利益を害するおそれがある。 対象部分は、病院の診察・告知等の実施状況に係る詳細内容や評価に関するものであり、これを公にすることにより、指摘・指導の該当の有無や件数によって病院の優劣が比較されるなど、病院の事業運営上の正当な利益を害するおそれがあると認められる。
(7) 病院チェックリスト	項目欄のうち追加記載した事項、 評価欄、該当なしの欄、指導メモ欄、病院に関する感想・意見・ 引き継ぎ事項などの欄	東京都情報公開条例第7条第3号及び第6号に該当するため。 対象部分は、病院の診察・治療に係る詳細内容や評価に関するものであり、これを公にすることにより、指摘・指導の該当の有無や件数によって病院の優劣が比較されるなど、病院の事業運営上の正当な利益を害するおそれがあると認められる。  また、立入検査は病院の自主的な管理運営を促し、改善を図るために行っているもので公表されることを前提としていないため、これを公にすることにより、今後の検査事務に支障をきたすおそれがあると認められる。

## 公文書の件名、非開示部分及び非開示理由

公文書の件名	非開示部分	非開示理由
(8) 平成25年度精神科病院 等実地指導調査票	ア 事務統括者の職名及び氏名 イ 調査票作成者 ウ 担当者名	<p>東京都情報公開条例第7条第2号に該当するため。            対象部分は個人に関する情報であり、開示することにより、特定の個人を識別できる又は個人の権利利益を害するおそれがある。</p>
	エ 在院患者数欄 オ 隔離室設置数欄 カ 入院形態別患者数欄 キ 病棟欄 ク 電話欄 ケ 平均夜勤回数欄 コ 単独外出のみ1週間延べ人数欄 サ 単独・同伴1ヶ月の延べ人数欄 シ 夜勤時間帯欄  1 施設の概要のうち ス 病床利用率欄 セ 社会復帰関連施設欄  2 精神科入退院者数等のうち ソ 年間在院患者延数の欄 タ 年間入院患者数の欄 チ 年間退院患者数の欄 ツ 平均在院日数の欄 テ 年間外来患者延数の欄 ト 年間外来診療日数の欄 ナ 1日平均入院患者数の欄 ニ 1日平均外来患者数の欄  3 医師数のうち ヌ 精神保健指定医欄 ネ 指定医外精神科医欄 ノ その他欄 ハ 合計欄  4 精神科医師の勤務状況のうち ヒ 常勤・非常勤欄	<p>東京都情報公開条例第7条第3号及び6号に該当するため。            対象部分は、医療法に基づく医療機能情報提供制度(ひまわり)によっても公表されない病院の詳細な医療実績に関する情報である。これらを公にすることにより、病院の事業運営上の正当な利益を害するおそれがあると認められる。            また、対象部分は都の機関が行う事務に関する情報であり、開示することにより、検査に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがある。</p>

## 公文書の件名、非開示部分及び非開示理由

公文書の件名	非開示部分	非開示理由
	<p>5 その他の職員数のうち</p> <p>フ 精神科ソーシャルワーカー欄</p> <p>へ 臨床心理技術者欄</p> <p>ホ 薬剤師欄</p> <p>6 費用負担別、法的根拠別入院患者数のうち</p> <p>マ 入院患者数欄及び都外患者の割合</p> <p>7 処遇等について</p> <p>ミ (1)行動制限等の状況のうち、平成25年11月(1か月間)欄</p> <p>ム (2)告知延期及び退院制限の状況のうち、告知延期、任意入院者の退院制限、退院制限後の処置欄</p> <p>メ (3)死亡等・無断退去の発生状況のうち、平成25年度及び平成24年度欄</p> <p>モ (4)面会の状況等のうち、面会室の有無、病院内面会室総数、面会者延数欄</p> <p>8 代行行為等のうち</p> <p>ヤ 追加記載した事項 (共益費の欄を除く)</p> <p>9 病棟設備のうち</p> <p>ユ 追加記載した事項 (病衣貸与の欄を除く)</p>	

## 公文書の件名、非開示部分及び非開示理由

公文書の件名	非開示部分	非開示理由
(9) 医療従事者名簿	1 医師名簿について ア 院内役職名欄(「院長」及び「内科」を除く) イ 生年月日欄 ウ 登録番号欄 エ 登録年月日欄 オ 精神保健指定医欄 カ 前勤務先(非常勤の場合は兼務先名)欄 キ 採用年月日欄 ク 勤務日及び勤務時間欄のうち、追加記載した事項	<p>東京都情報公開条例第7条第2号に該当するため。            対象部分は個人に関する情報であり、開示することにより、特定の個人を識別できる又は個人の権利利益を害するおそれがある。</p>
	ケ 欄外の筆記部分	<p>東京都情報公開条例第7条第6号に該当するため。            対象部分は都の機関が行う事務に関する情報であり、開示することにより、検査に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがある。</p>
	2 看護師・准看護師名簿について ア 院内役職名欄(病棟名を除く) イ 氏名欄 ウ 生年月日欄 エ 登録番号欄 オ 登録年月日欄 カ 交付者名欄のうち都道府県知事名 キ 前勤務先(非常勤の場合は兼務先名)欄 ク 採用年月日欄 ケ 勤務日及び勤務時間欄のうち、追加記載した事項	<p>東京都情報公開条例第7条第2号に該当するため。            対象部分は個人に関する情報であり、開示することにより、特定の個人を識別できる又は個人の権利利益を害するおそれがある。</p>
	コ 欄外の筆記部分	<p>東京都情報公開条例第7条第6号に該当するため。            対象部分は都の機関が行う事務に関する情報であり、開示することにより、検査に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがある。</p>

## 公文書の件名、非開示部分及び非開示理由

公文書の件名	非開示部分	非開示理由
	3 看護助手名簿について ア 氏名欄 イ 生年月日欄 ウ 前勤務先（非常勤の場合は兼務先名）欄 エ 採用年月日欄 オ 勤務日及び勤務時間欄のうち、追加記載した事項	東京都情報公開条例第7条第2号に該当するため。 対象部分は個人に関する情報であり、開示することにより、特定の個人を識別できる又は個人の権利利益を害するおそれがある。
	キ 欄外の筆記部分	東京都情報公開条例第7条第6号に該当するため。 対象部分は都の機関が行う事務に関する情報であり、開示することにより、検査に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがある。
	4 薬剤師名簿について ア 院内役職名欄 イ 氏名欄 ウ 生年月日欄 エ 登録番号欄 オ 登録年月日欄 カ 常勤非常勤の別欄 キ 前勤務先（非常勤の場合は兼務先名）欄 ク 採用年月日欄	東京都情報公開条例第7条第2号に該当するため。 対象部分は個人に関する情報であり、開示することにより、特定の個人を識別できる又は個人の権利利益を害するおそれがある。
	5 作業療法士名簿について ア 氏名欄 イ 生年月日欄 ウ 登録番号欄 エ 登録年月日欄 オ 前勤務先（非常勤の場合は兼務先名）欄 カ 採用年月日欄	東京都情報公開条例第7条第2号に該当するため。 対象部分は個人に関する情報であり、開示することにより、特定の個人を識別できる又は個人の権利利益を害するおそれがある。

## 公文書の件名、非開示部分及び非開示理由

公文書の件名	非開示部分	非開示理由
	<p>6 栄養士名簿について</p> <p>ア 氏名欄</p> <p>イ 生年月日欄</p> <p>ウ 登録番号欄</p> <p>エ 登録年月日欄</p> <p>オ 交付者名欄のうち都道府県知事名</p> <p>カ 前勤務先（非常勤の場合は兼務先名）欄</p> <p>キ 採用年月日欄</p>	<p>東京都情報公開条例第7条第2号に該当するため。 対象部分は個人に関する情報であり、開示することにより、特定の個人を識別できる又は個人の権利利益を害するおそれがある。</p>
	<p>7 精神科ソーシャルワーカー名簿について</p> <p>ア 院内役職名欄（精神保健福祉士を除く）</p> <p>イ 氏名欄</p> <p>ウ 生年月日欄</p> <p>エ 登録番号欄</p> <p>オ 登録年月日欄</p> <p>カ 交付者名欄のうち法人名</p> <p>キ 常勤非常勤の別欄（精神保健福祉士を除く）</p> <p>ク 前勤務先（非常勤の場合は兼務先名）欄</p> <p>ケ 採用年月日欄</p>	<p>東京都情報公開条例第7条第2号に該当するため。 対象部分は個人に関する情報であり、開示することにより、特定の個人を識別できる又は個人の権利利益を害するおそれがある。</p>
	<p>8 その他名簿について</p> <p>ア 院内役職名欄</p> <p>イ 氏名欄</p> <p>ウ 生年月日欄</p> <p>エ 登録番号欄のうち、追加記載した事項</p> <p>オ 登録年月日欄のうち、追加記載した事項</p> <p>カ 常勤非常勤の別欄</p> <p>キ 前勤務先（非常勤の場合は兼務先名）欄</p> <p>ク 採用年月日欄</p>	<p>東京都情報公開条例第7条第2号に該当するため。 対象部分は個人に関する情報であり、開示することにより、特定の個人を識別できる又は個人の権利利益を害するおそれがある。</p>



## 公文書の件名、非開示部分及び非開示理由

公文書の件名	非開示部分	非開示理由
(10) 平面図	ア 建物内部の配置図（外観上明らかな部分等を除く）、配置図の内容を指し示す記述部分及び内部構造名一覧	東京都情報公開条例第7条第4号に該当するため。 対象部分は、公にすることにより、建物侵入等の犯罪の予防、鎮圧その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる。
	イ 建築事業者名、デザイナー名	東京都情報公開条例第7条第2号に該当するため。 対象部分は個人に関する情報であり、開示することにより、特定の個人を識別できる又は個人の権利利益を害するおそれがある。

## 公文書の件名、非開示部分及び非開示理由

公文書の件名	非開示部分	非開示理由
<b>2 平成24年12月18日（火曜日）実施分</b>		
(1) 精神病院立入検査調査兼復命書	ア 入院患者数欄 イ 従業者数欄のうち精神保健指定医、精神科ソーシャルワーカー、その他の人数	東京都情報公開条例第7条第3号に該当するため。 対象部分は、医療法に基づく医療機能情報提供制度(ひまわり)によっても公表されない病院の詳細な医療実績に関する情報である。これらを公にすることにより、病院の事業運営上の正当な利益を害するおそれがあると認められる。
	ウ 前回指摘・指導事項の改善状況欄 エ 指導及び指摘事項欄	東京都情報公開条例第7条第3号及び第6号に該当するため。 対象部分は、病院が受けた検査に係る詳細内容や評価に関するものであり、これを公にすることにより、指摘・指導の該当の有無や件数のみによって単純に病院の優劣が比較されるなど、病院の事業運営上の正当な利益を害するおそれがあると認められる。 また、立入検査は病院の自主的な管理運営を促し、改善を図るために行っているもので公表されることを前提としていないため、これを公にすることにより、今後の検査事務に支障をきたすおそれがあると認められる。
(2) 付表	ア 項目欄に記載の聞き取り相手の氏名及び特定の個人を識別できる役職名	東京都情報公開条例第7条第2号に該当するため。 対象部分は個人に関する情報であり、開示することにより、特定の個人を識別できる又は個人の権利利益を害するおそれがある。
	イ 項目欄に追加記載した病院の内部情報 ウ 検査事項欄に記載した「有・無」などの事項（「面会時間」、「作業療法士の配置」、「種目」及び「作業時間」を除く） エ チェック欄 オ 欄外の記載事項	東京都情報公開条例第7条第3号及び第6号に該当するため。 対象部分は、病院が受けた検査に係る詳細内容や評価に関するものであり、これを公にすることにより、指摘・指導の該当の有無や件数のみによって単純に病院の優劣が比較されるなど、病院の事業運営上の正当な利益を害するおそれがあると認められる。 また、立入検査は病院の自主的な管理運営を促し、改善を図るために行っているもので公表されることを前提としていないため、これを公にすることにより、今後の検査事務に支障をきたすおそれがあると認められる。
(3) 各種制限・定期病状報告等実施状況	ア 行動制限、入院形態の変更、その他における検査員のメモ	東京都情報公開条例第7条第2号及び第3号に該当するため。 対象部分は個人に関する情報であり、開示することにより、特定の個人を識別できる又は個人の権利利益を害するおそれがある。 対象部分は、病院の診察・治療に係る詳細内容や評価に関するものであり、これを公にすることにより、指摘・指導の該当の有無や件数によって病院の優劣が比較されるなど、病院の事業運営上の正当な利益を害するおそれがあると認められる。

## 公文書の件名、非開示部分及び非開示理由

公文書の件名	非開示部分	非開示理由
(4) 診察・告知等の実施状況	ア 患者氏名、入院年月日、入院形態のうち、追加記載した事項、欄外に記載された患者情報	東京都情報公開条例第7条第2号に該当するため。 対象部分は個人に関する情報であり、開示することにより、特定の個人を識別できる又は個人の権利利益を害するおそれがある。
	イ 区分欄、内容欄における検査員のメモ ウ 評価欄のうち、追加記載した事項 エ 特記事項 オ 欄外の検査員のメモ	東京都情報公開条例第7条第2号及び第3号に該当するため。 対象部分は個人に関する情報であり、開示することにより、特定の個人を識別できる又は個人の権利利益を害するおそれがある。 対象部分は、病院の診察・告知等の実施状況に係る詳細内容や評価に関するものであり、これを公にすることにより、指摘・指導の該当の有無や件数によって病院の優劣が比較されるなど、病院の事業運営上の正当な利益を害するおそれがあると認められる。
(5) 隔離・拘束の手続き	ア 病棟、患者氏名、入院形態及び欄外に記載された患者情報	東京都情報公開条例第7条第2号に該当するため。 対象部分は個人に関する情報であり、開示することにより、特定の個人を識別できる又は個人の権利利益を害するおそれがある。
	イ 表題の一部 ウ 区分欄、内容欄における検査員のメモ エ 評価欄 オ ⑩の欄 カ 欄外の検査員のメモ	東京都情報公開条例第7条第2号及び第3号に該当するため。 対象部分は個人に関する情報であり、開示することにより、特定の個人を識別できる又は個人の権利利益を害するおそれがある。 対象部分は、病院の診察・告知等の実施状況に係る詳細内容や評価に関するものであり、これを公にすることにより、指摘・指導の該当の有無や件数によって病院の優劣が比較されるなど、病院の事業運営上の正当な利益を害するおそれがあると認められる。
(6) 平成24年度精神科病院等実地指導調査票	ア 事務統括者の職名及び氏名 イ 調査票作成者 ウ 担当者名	東京都情報公開条例第7条第2号に該当するため。 対象部分は個人に関する情報であり、開示することにより、特定の個人を識別できる又は個人の権利利益を害するおそれがある。
	エ 在院患者数欄 オ 隔離室設置数欄 カ 入院形態別患者数欄  キ 病棟欄 ク 電話欄 ケ 平均夜勤回数欄 コ 単独外出のみ1週間延べ人数欄 サ 単独・同伴1ヶ月の延べ人数 シ 夜勤時間帯欄	東京都情報公開条例第7条第3号及び6号に該当するため。 対象部分は、医療法に基づく医療機能情報提供制度(ひまわり)によっても公表されない病院の詳細な医療実績に関する情報である。これらを公にすることにより、病院の事業運営上の正当な利益を害するおそれがあると認められる。 また、対象部分は都の機関が行う事務に関する情報であり、開示することにより、検査に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがある。

## 公文書の件名、非開示部分及び非開示理由

公文書の件名	非開示部分	非開示理由
	<p>1 施設の概要のうち</p> <p>ス 病床利用率欄</p> <p>セ 社会復帰関連施設欄</p> <p>2 精神科入退院者数等のうち</p> <p>ソ 年間在院患者延数の欄</p> <p>タ 年間入院患者数の欄</p> <p>チ 年間退院患者数の欄</p> <p>ツ 平均在院日数の欄</p> <p>テ 年間外来患者延数の欄</p> <p>ト 年間外来診療日数の欄</p> <p>ナ 1日平均入院患者数の欄</p> <p>ニ 1日平均外来患者数の欄</p> <p>3 医師数のうち</p> <p>ヌ 精神保健指定医欄</p> <p>ネ 指定医外精神科医欄</p> <p>ノ その他欄</p> <p>ハ 合計欄</p> <p>4 精神科医師の勤務状況のうち</p> <p>ヒ 常勤・非常勤欄</p> <p>5 その他の職員数のうち</p> <p>フ 精神科ソーシャルワーカー欄</p> <p>ヘ 臨床心理技術者欄</p> <p>ホ 薬剤師欄</p> <p>6 費用負担別、法的根拠別入院患者数のうち</p> <p>マ 入院患者数欄及び都外患者の割合</p> <p>7 処遇等について</p> <p>ミ (1)行動制限等の状況のうち、平成24年11月(1か月間)欄</p> <p>ム (2)告知延期及び退院制限の状況のうち、告知延期、任意入院者の退院制限、退院制限後の処置欄</p> <p>メ (3)死亡等・無断退去の発生状況のうち、平成24年度及び平成23年度欄</p> <p>モ (4)面会の状況等のうち、面会室の有無、病院内面会室総数、面会者延数欄</p> <p>8 代行行為等のうち</p> <p>ヤ 追加記載した事項 (共益費の欄を除く)</p> <p>9 病棟設備のうち</p> <p>ユ 追加記載した事項 (病衣貸与の欄を除く)</p>	

## 公文書の件名、非開示部分及び非開示理由

公文書の件名	非開示部分	非開示理由
(7) 医療従事者名簿	1 医師名簿について ア 院内役職名欄（院長除く） イ 生年月日欄 ウ 登録番号欄 エ 登録年月日欄 オ 精神保健指定医欄 カ 勤務先名称（非常勤の場合のみ本務先名称）欄のうち、追加記載した事項 キ 採用年月日欄 ク 勤務日及び勤務時間欄のうち、追加記載した事項	東京都情報公開条例第7条第2号に該当するため。 対象部分は個人に関する情報であり、開示することにより、特定の個人を識別できる又は個人の権利利益を害するおそれがある。
	ケ 欄外の筆記部分	東京都情報公開条例第7条第6号に該当するため。 対象部分は都の機関が行う事務に関する情報であり、開示することにより、検査に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがある。
	2 看護師・准看護師名簿について ア 院内役職名欄（病棟名を除く） イ 氏名欄 ウ 生年月日欄 エ 登録番号欄 オ 登録年月日欄 カ 交付者名欄のうち、都道府県知事名 キ 勤務先名称（非常勤の場合のみ本務先名称）欄のうち、追加記載した事項 ク 採用年月日欄 ケ 勤務日及び勤務時間欄のうち、追加記載した事項	東京都情報公開条例第7条第2号に該当するため。 対象部分は個人に関する情報であり、開示することにより、特定の個人を識別できる又は個人の権利利益を害するおそれがある。
	コ 欄外の筆記部分	東京都情報公開条例第7条第6号に該当するため。 対象部分は都の機関が行う事務に関する情報であり、開示することにより、検査に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがある。

## 公文書の件名、非開示部分及び非開示理由

公文書の件名	非開示部分	非開示理由
	3 看護助手名簿について ア 氏名欄 イ 生年月日欄 ウ 採用年月日欄 エ 勤務日及び勤務時間欄のうち、追加記載した事項	東京都情報公開条例第7条第2号に該当するため。 対象部分は個人に関する情報であり、開示することにより、特定の個人を識別できる又は個人の権利利益を害するおそれがある。
	オ 欄外の筆記部分	東京都情報公開条例第7条第6号に該当するため。 対象部分は都の機関が行う事務に関する情報であり、開示することにより、検査に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがある。
	4 作業療法士名簿について ア 氏名欄 イ 生年月日欄 ウ 登録番号欄 エ 登録年月日欄 オ 採用年月日欄	東京都情報公開条例第7条第2号に該当するため。 対象部分は個人に関する情報であり、開示することにより、特定の個人を識別できる又は個人の権利利益を害するおそれがある。
	5 薬剤師名簿について ア 氏名欄 イ 生年月日欄 ウ 登録番号欄 エ 登録年月日欄 オ 常勤非常勤の別欄 カ 採用年月日欄	東京都情報公開条例第7条第2号に該当するため。 対象部分は個人に関する情報であり、開示することにより、特定の個人を識別できる又は個人の権利利益を害するおそれがある。
	6 栄養士名簿について ア 氏名欄 イ 生年月日欄 ウ 登録番号欄 エ 登録年月日欄 オ 交付者名欄のうち都道府県知事名 カ 採用年月日欄	東京都情報公開条例第7条第2号に該当するため。 対象部分は個人に関する情報であり、開示することにより、特定の個人を識別できる又は個人の権利利益を害するおそれがある。

## 公文書の件名、非開示部分及び非開示理由

公文書の件名	非開示部分	非開示理由
	7 その他名簿について ア 院内役職名欄のうち、追加記載した事項 イ 氏名欄 ウ 生年月日欄 エ 登録番号欄のうち、追加記載した事項 オ 登録年月日欄のうち、追加記載した事項 カ 常勤非常勤の別欄 キ 採用年月日欄	東京都情報公開条例第7条第2号に該当するため。 対象部分は個人に関する情報であり、開示することにより、特定の個人を識別できる又は個人の権利利益を害するおそれがある。
(8) 平面図	ア 建物内部の配置図（外観上明らかな部分等を除く）、配置図の内容を指し示す記述部分、内部構造名一覧及び余白の建物内部に関する記述	東京都情報公開条例第7条第4号に該当するため。 対象部分は、公にすることにより、建物侵入等の犯罪の予防、鎮圧その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる。
	イ 建築事業者名、デザイナー名、余白に記載された病院の職員名及び職員に関する情報	東京都情報公開条例第7条第2号に該当するため。 対象部分は個人に関する情報であり、開示することにより、特定の個人を識別できる又は個人の権利利益を害するおそれがある。

## 公文書の件名、非開示部分及び非開示理由

公文書の件名	非開示部分	非開示理由
<b>3 平成24年3月16日（金曜日）実施分</b>		
(1) 精神病院立入検査調書 兼復命書	ア 前回指摘・指導事項の改善状況欄 イ 指導及び指摘事項欄	東京都情報公開条例第7条第3号及び第6号に該当するため。 対象部分は、病院が受けた検査に係る詳細内容や評価に関するものであり、これを公にすることにより、指摘・指導の該当の有無や件数のみによって単純に病院の優劣が比較されるなど、病院の事業運営上の正当な利益を害するおそれがあると認められる。  また、立入検査は病院の自主的な管理運営を促し、改善を図るために行っているもので公表されることを前提としていないため、これを公にすることにより、今後の検査事務に支障をきたすおそれがあると認められる。
(2) 医療保護入院に関する 診察内容	ア 入院者の診察結果に関する情報 イ 診察記録	東京都情報公開条例第7条第2号に該当するため。 対象部分は個人に関する情報であり、開示することにより、特定の個人を識別できる又は個人の権利利益を害するおそれがある。
	ウ 診察した精神保健指定医のメモ エ 判定欄 オ 総合判定欄 カ 付随意見欄	東京都情報公開条例第7条第2号、第3号及び第6号に該当するため。 対象部分は個人に関する情報であり、開示することにより、特定の個人を識別できる又は個人の権利利益を害するおそれがある。 対象部分は、病院の診察・治療に係る詳細内容や評価に関するものであり、これを公にすることにより、指摘・指導の該当の有無や件数によって病院の優劣が比較されるなど、病院の事業運営上の正当な利益を害するおそれがあると認められる。 また、立入検査は病院の自主的な管理運営を促し、改善を図るために行っているもので公表されることを前提としていないため、これを公にすることにより、今後の検査事務に支障をきたすおそれがあると認められる。
(3) 隔離・拘束の手続き	ア 患者氏名、入院形態	東京都情報公開条例第7条第2号に該当するため。 対象部分は個人に関する情報であり、開示することにより、特定の個人を識別できる又は個人の権利利益を害するおそれがある。
	イ 表題の一部 ウ 評価欄 エ ⑩の欄	東京都情報公開条例第7条第2号及び第3号に該当するため。 対象部分は個人に関する情報であり、開示することにより、特定の個人を識別できる又は個人の権利利益を害するおそれがある。 対象部分は、病院の診察・告知等の実施状況に係る詳細内容や評価に関するものであり、これを公にすることにより、指摘・指導の該当の有無や件数によって病院の優劣が比較されるなど、病院の事業運営上の正当な利益を害するおそれがあると認められる。



## 公文書の件名、非開示部分及び非開示理由

公文書の件名	非開示部分	非開示理由
<b>4 平成23年9月16日（金曜日）実施分</b>		
(1) 精神病院立入検査調書 兼復命書	ア 入院患者数欄 イ 従業者数欄のうち精神保健 指定医、精神科ソーシャルワ ーカー、その他の人数	東京都情報公開条例第7条第3号に該当するため。 対象部分は、医療法に基づく医療機能情報提供制度（ひまわり）によっても公表されない病院の詳細な医療実績に関する情報である。これらを公にすることにより、病院の事業運営上の正当な利益を害するおそれがあると認められる。
	ウ 前回指摘・指導事項の改善状 況欄 エ 指導及び指摘事項欄	東京都情報公開条例第7条第3号及び第6号に該当するため。 対象部分は、病院が受けた検査に係る詳細内容や評価に関するものであり、これを公にすることにより、指摘・指導の該当の有無や件数のみによって単純に病院の優劣が比較されるなど、病院の事業運営上の正当な利益を害するおそれがあると認められる。  また、立入検査は病院の自主的な管理運営を促し、改善を図るために行っているもので公表されることを前提としていないため、これを公にすることにより、今後の検査事務に支障をきたすおそれがあると認められる。
(2) 付表	ア 項目欄に記載の聞き取り相手の 氏名及び特定の個人を識別で きる役職名	東京都情報公開条例第7条第2号に該当するため。 対象部分は個人に関する情報であり、開示することにより、特定の個人を識別できる又は個人の権利利益を害するおそれがある。
	イ 項目欄に追加記載した病院の 内部情報 ウ 検査事項欄に記載した「有・ 無」などの事項（「面会時間」、 「作業療法士の配置」、「種目」 及び「作業時間」を除く） エ チェック欄 オ 欄外の記載事項	東京都情報公開条例第7条第3号及び第6号に該当するため。 対象部分は、病院が受けた検査に係る詳細内容や評価に関するものであり、これを公にすることにより、指摘・指導の該当の有無や件数のみによって単純に病院の優劣が比較されるなど、病院の事業運営上の正当な利益を害するおそれがあると認められる。  また、立入検査は病院の自主的な管理運営を促し、改善を図るために行っているもので公表されることを前提としていないため、これを公にすることにより、今後の検査事務に支障をきたすおそれがあると認められる。

## 公文書の件名、非開示部分及び非開示理由

公文書の件名	非開示部分	非開示理由
(3) 医療保護入院に関する 診察内容	ア 入院者の診察結果に関する情報  イ 診察記録	東京都情報公開条例第7条第2号に該当するため。 対象部分は個人に関する情報であり、開示することにより、特定の個人を識別できる又は個人の権利利益を害するおそれがある。
	ウ 診察した精神保健指定医のメモ エ 判定欄 オ 総合判定欄 カ 付随意見欄	東京都情報公開条例第7条第2号、第3号及び第6号に該当するため。 対象部分は個人に関する情報であり、開示することにより、特定の個人を識別できる又は個人の権利利益を害するおそれがある。 対象部分は、病院の診察・治療に係る詳細内容や評価に関するものであり、これを公にすることにより、指摘・指導の該当の有無や件数によって病院の優劣が比較されるなど、病院の事業運営上の正当な利益を害するおそれがあると認められる。 また、立入検査は病院の自主的な管理運営を促し、改善を図るために行っているもので公表されることを前提としていないため、これを公にすることにより、今後の検査事務に支障をきたすおそれがあると認められる。
(4) 診察・告知等の実施状況	ア 患者氏名、入院形態	東京都情報公開条例第7条第2号に該当するため。 対象部分は個人に関する情報であり、開示することにより、特定の個人を識別できる又は個人の権利利益を害するおそれがある。
	イ 区分欄、内容欄における検査員のメモ ウ 評価欄のうち、追加記載した事項 エ 特記事項	東京都情報公開条例第7条第2号及び第3号に該当するため。 対象部分は個人に関する情報であり、開示することにより、特定の個人を識別できる又は個人の権利利益を害するおそれがある。 対象部分は、病院の診察・告知等の実施状況に係る詳細内容や評価に関するものであり、これを公にすることにより、指摘・指導の該当の有無や件数によって病院の優劣が比較されるなど、病院の事業運営上の正当な利益を害するおそれがあると認められる。

## 公文書の件名、非開示部分及び非開示理由

公文書の件名	非開示部分	非開示理由
(5) 隔離・拘束の手続き	ア 患者氏名、入院形態のうち、追加記載した事項	東京都情報公開条例第7条第2号に該当するため。 対象部分は個人に関する情報であり、開示することにより、特定の個人を識別できる又は個人の権利利益を害するおそれがある。
	イ 表題の一部 ウ 評価欄のうち、追加記載した事項 エ ⑩の欄	東京都情報公開条例第7条第2号及び第3号に該当するため。 対象部分は個人に関する情報であり、開示することにより、特定の個人を識別できる又は個人の権利利益を害するおそれがある。 対象部分は、病院の診察・告知等の実施状況に係る詳細内容や評価に関するものであり、これを公にすることにより、指摘・指導の該当の有無や件数によって病院の優劣が比較されるなど、病院の事業運営上の正当な利益を害するおそれがあると認められる。
(6) 平成23年度精神科病院等立入検査調査票	ア 事務統括者の職名及び氏名 イ 調査票作成者 ウ 担当者名	東京都情報公開条例第7条第2号に該当するため。 対象部分は個人に関する情報であり、開示することにより、特定の個人を識別できる又は個人の権利利益を害するおそれがある。
	エ 在院患者数欄 オ 隔離室設置数欄 カ 入院形態別患者数欄 キ 病棟欄 ク 電話欄 ケ 平均夜勤回数欄 コ 単独外出のみ1週間延べ人数欄 サ 単独・同伴1ヶ月の延べ人数 シ 夜勤時間帯欄  1 施設の概要のうち ス 病床利用率欄 セ 社会復帰関連施設欄  2 精神科入院退院者数等のうち ソ 年間在院患者延数等の欄 タ 年間入院患者数の欄 チ 年間退院患者数の欄 ツ 平均在院日数の欄 テ 年間外来患者延数の欄 ト 年間外来診療日数の欄 ナ 1日平均入院患者数の欄 ニ 1日平均外来患者数の欄	東京都情報公開条例第7条第3号及び6号に該当するため。 対象部分は、医療法に基づく医療機能情報提供制度(ひまわり)によっても公表されない病院の詳細な医療実績に関する情報である。これらを公にすることにより、病院の事業運営上の正当な利益を害するおそれがあると認められる。 また、対象部分は都の機関が行う事務に関する情報であり、開示することにより、検査に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがある。

公文書の件名、非開示部分及び非開示理由

公文書の件名	非開示部分	非開示理由
	<p>3 医師数のうち ヌ 精神保健指定医欄 ネ 指定医外精神科医欄 ノ その他欄 ハ 合計欄</p> <p>4 精神科医師の勤務状況のうち ヒ 常勤・非常勤欄</p> <p>5 その他の職員数のうち フ 精神科ソーシャルワーカー欄 ヘ 臨床心理技術者欄 ホ 薬剤師欄</p> <p>6 費用負担別、法的根拠別入院患者数のうち マ 入院患者数欄及び都外患者の割合</p> <p>7 処遇等について ミ (1) 行動制限等の状況のうち、平成23年8月(1か月間)欄 ム (2) 告知延期及び退院制限の状況のうち、告知延期、任意入院者の退院制限、退院制限後の処置欄 メ (3) 死亡等・無断退去の発生状況のうち、平成23年度及び平成22年度欄 モ (4) 面会の状況等のうち、面会室の有無、病院内面会室総数、面会者延数欄</p> <p>8 代行行為等のうち ヤ 追加記載した事項 (共益費の欄を除く)</p> <p>9 病棟設備のうち ユ 追加記載した事項 (病衣貸与の欄を除く)</p>	
(7) 医療従事者名簿	<p>1 医師名簿について ア 院内役職名欄(「院長」を除く) イ 生年月日欄 ウ 登録番号欄 エ 登録年月日欄 オ 精神保健指定医欄 カ 非常勤のみ記入本勤務先名欄のうち、追加記載した事項 キ 採用年月日欄 ク 勤務日及び勤務時間欄のうち、追加記載した事項</p>	<p>東京都情報公開条例第7条第2号に該当するため。 対象部分は個人に関する情報であり、開示することにより、特定の個人を識別できる又は個人の権利利益を害するおそれがある。</p>

## 公文書の件名、非開示部分及び非開示理由

公文書の件名	非開示部分	非開示理由
	2 薬剤師名簿について ア 氏名欄 イ 生年月日欄 ウ 登録番号欄のうち、追加記載した事項 エ 登録年月日欄のうち、追加記載した事項 オ 常勤非常勤の別欄 カ 採用年月日欄	東京都情報公開条例第7条第2号に該当するため。 対象部分は個人に関する情報であり、開示することにより、特定の個人を識別できる又は個人の権利利益を害するおそれがある。
	3 看護師・准看護師名簿について ア 院内役職名欄（病棟名を除く） イ 氏名欄 ウ 生年月日欄 エ 登録番号欄のうち、追加記載した事項 オ 登録年月日欄のうち、追加記載した事項 カ 交付者名欄のうち、都道府県知事名 キ 非常勤のみ記入欄のうち、追加記載した事項 ク 採用年月日欄	東京都情報公開条例第7条第2号に該当するため。 対象部分は個人に関する情報であり、開示することにより、特定の個人を識別できる又は個人の権利利益を害するおそれがある。
	4 作業療法士名簿について ア 氏名欄 イ 生年月日欄 ウ 登録番号欄 エ 登録年月日欄 オ 採用年月日欄	東京都情報公開条例第7条第2号に該当するため。 対象部分は個人に関する情報であり、開示することにより、特定の個人を識別できる又は個人の権利利益を害するおそれがある。
	5 看護助手名簿について ア 氏名欄 イ 生年月日欄 ウ 勤務日及び勤務時間欄のうち、追加記載した事項 エ 採用年月日欄	東京都情報公開条例第7条第2号に該当するため。 対象部分は個人に関する情報であり、開示することにより、特定の個人を識別できる又は個人の権利利益を害するおそれがある。
	6 栄養士名簿について ア 氏名欄 イ 生年月日欄 ウ 登録番号欄 エ 登録年月日欄 オ 交付者名欄のうち都道府県知事名 カ 採用年月日欄	東京都情報公開条例第7条第2号に該当するため。 対象部分は個人に関する情報であり、開示することにより、特定の個人を識別できる又は個人の権利利益を害するおそれがある。

## 公文書の件名、非開示部分及び非開示理由

公文書の件名	非開示部分	非開示理由
	7 その他名簿について ア 院内役職名欄のうち、追加記載した事項 イ 氏名欄 ウ 生年月日欄 エ 登録番号欄のうち、追加記載した事項 オ 登録年月日欄のうち、追加記載した事項 カ 常勤非常勤の別欄 キ 採用年月日欄	東京都情報公開条例第7条第2号に該当するため。 対象部分は個人に関する情報であり、開示することにより、特定の個人を識別できる又は個人の権利利益を害するおそれがある。
(8) 平面図	ア 建物内部の配置図（外観上明らかな部分等を除く）、内部構造名一覧及び欄外の検査員のメモ（2階平面図を除く）	東京都情報公開条例第7条第4号に該当するため。 対象部分は、公にすることにより、建物侵入等の犯罪の予防、鎮圧その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる。
	イ 建築事業者名、デザイナー名	東京都情報公開条例第7条第2号に該当するため。 対象部分は個人に関する情報であり、開示することにより、特定の個人を識別できる又は個人の権利利益を害するおそれがある。

## 公文書の件名、非開示部分及び非開示理由

公文書の件名	非開示部分	非開示理由
<b>5 平成22年2月22日（月曜日）実施分</b>		
(1) 精神病院立入検査調査兼復命書	ア 入院患者数欄 イ 従業者数欄のうち精神保健指定医、精神科ソーシャルワーカー、その他の人数	東京都情報公開条例第7条第3号に該当するため。 対象部分は、医療法に基づく医療機能情報提供制度（ひまわり）によっても公表されない病院の詳細な医療実績に関する情報である。これらを公にすることにより、病院の事業運営上の正当な利益を害するおそれがあると認められる。
	ウ 前回指摘・指導事項の改善状況欄 エ 立入検査・指導及び指摘事項欄	東京都情報公開条例第7条第3号及び第6号に該当するため。 対象部分は、病院が受けた検査に係る詳細内容や評価に関するものであり、これを公にすることにより、指摘・指導の該当の有無や件数のみによって単純に病院の優劣が比較されるなど、病院の事業運営上の正当な利益を害するおそれがあると認められる。  また、立入検査は病院の自主的な管理運営を促し、改善を図るために行っているもので公表されることを前提としていないため、これを公にすることにより、今後の検査事務に支障をきたすおそれがあると認められる。
(2) 付表	ア 項目欄に記載の聞き取り相手の氏名及び特定の個人を識別できる役職名	東京都情報公開条例第7条第2号に該当するため。 対象部分は個人に関する情報であり、開示することにより、特定の個人を識別できる又は個人の権利利益を害するおそれがある。
	イ 項目欄に追加記載した病院の内部情報 ウ 検査事項欄に記載した「有・無」などの事項（「面会時間」、「作業療法士の配置」、「種目」及び「作業時間」を除く） エ チェック欄 オ 欄外の記載事項	東京都情報公開条例第7条第3号及び第6号に該当するため。 対象部分は、病院が受けた検査に係る詳細内容や評価に関するものであり、これを公にすることにより、指摘・指導の該当の有無や件数のみによって単純に病院の優劣が比較されるなど、病院の事業運営上の正当な利益を害するおそれがあると認められる。  また、立入検査は病院の自主的な管理運営を促し、改善を図るために行っているもので公表されることを前提としていないため、これを公にすることにより、今後の検査事務に支障をきたすおそれがあると認められる。
(3) 各種制限・定期病状報告等実施状況	ア 行動制限、入院形態の変更、その他における検査員のメモ	東京都情報公開条例第7条第2号及び第3号に該当するため。 対象部分は個人に関する情報であり、開示することにより、特定の個人を識別できる又は個人の権利利益を害するおそれがある。 対象部分は、病院の診察・治療に係る詳細内容や評価に関するものであり、これを公にすることにより、指摘・指導の該当の有無や件数によって病院の優劣が比較されるなど、病院の事業運営上の正当な利益を害するおそれがあると認められる。



## 公文書の件名、非開示部分及び非開示理由

公文書の件名	非開示部分	非開示理由
(4) 診察・告知等の実施状況	ア 患者氏名、入院年月日、入院形態	東京都情報公開条例第7条第2号に該当するため。 対象部分は個人に関する情報であり、開示することにより、特定の個人を識別できる又は個人の権利利益を害するおそれがある。
	イ 区分欄、内容欄における検査員のメモ ウ 評価欄のうち、追加記載した事項 エ 特記事項	東京都情報公開条例第7条第2号及び第3号に該当するため。 対象部分は個人に関する情報であり、開示することにより、特定の個人を識別できる又は個人の権利利益を害するおそれがある。 対象部分は、病院の診察・告知等の実施状況に係る詳細内容や評価に関するものであり、これを公にすることにより、指摘・指導の該当の有無や件数によって病院の優劣が比較されるなど、病院の事業運営上の正当な利益を害するおそれがあると認められる。
(5) 隔離・拘束の手続き	ア 患者氏名、入院形態	東京都情報公開条例第7条第2号に該当するため。 対象部分は個人に関する情報であり、開示することにより、特定の個人を識別できる又は個人の権利利益を害するおそれがある。
	イ 表題の一部 ウ 区分欄における検査員のメモ エ 評価欄のうち、追加記載した事項 オ ⑩の欄のうち、追加記載した事項	東京都情報公開条例第7条第2号及び第3号に該当するため。 対象部分は個人に関する情報であり、開示することにより、特定の個人を識別できる又は個人の権利利益を害するおそれがある。 対象部分は、病院の診察・告知等の実施状況に係る詳細内容や評価に関するものであり、これを公にすることにより、指摘・指導の該当の有無や件数によって病院の優劣が比較されるなど、病院の事業運営上の正当な利益を害するおそれがあると認められる。
(6) 平成21年度精神科病院等実立入検査調査票	ア 事務統括者の職名及び氏名 イ 調査票作成者 ウ 担当者名	東京都情報公開条例第7条第2号に該当するため。 対象部分は個人に関する情報であり、開示することにより、特定の個人を識別できる又は個人の権利利益を害するおそれがある。
	エ 在院患者数欄 オ 隔離室設置数欄 カ 入院形態別患者数欄 キ 病棟欄 ク 電話欄 ケ 平均夜勤回数欄 コ 単独外出のみ1週間延べ人数欄 サ 単独・同伴1ヶ月の延べ人数欄 シ 病棟の特徴欄のうち、追加記載した事項 ス 夜勤時間帯欄	東京都情報公開条例第7条第3号及び6号に該当するため。 対象部分は、医療法に基づく医療機能情報提供制度(ひまわり)によっても公表されない病院の詳細な医療実績に関する情報である。これらを公にすることにより、病院の事業運営上の正当な利益を害するおそれがあると認められる。 また、対象部分は都の機関が行う事務に関する情報であり、開示することにより、検査に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがある。



## 公文書の件名、非開示部分及び非開示理由

公文書の件名	非開示部分	非開示理由
	<p>1 施設の概要のうち  セ 病床利用率欄  ソ 社会復帰関連施設欄</p> <p>2 精神科入退院者数等のうち  タ 年間在院患者延数等の欄  チ 年間入院患者数の欄  ツ 年間退院患者数の欄  テ 平均在院日数の欄  ト 年間外来患者延数の欄  ナ 年間外来診療日数の欄  ニ 1日平均入院患者数の欄  ヌ 1日平均外来患者数の欄</p> <p>3 医師数のうち  ネ 精神保健指定医欄  ノ 指定医外精神科医欄  ハ その他欄  ヒ 合計欄</p> <p>4 精神科医師の勤務状況のうち  フ 常勤・非常勤欄</p> <p>5 その他の職員数のうち  ヘ 精神科ソーシャルワーカー欄  ホ 臨床心理技術者欄  マ 薬剤師欄</p> <p>6 費用負担別、法的根拠別入院患者数のうち  ミ 入院患者数欄及び都外患者の割合</p> <p>7 処遇等について  ム (1)行動制限等の状況のうち、平成22年1月(1か月間)欄  メ (2)告知延期及び退院制限の状況のうち、告知延期、任意入院者の退院制限、退院制限後の処置欄  モ (3)死亡等・無断退去の発生状況のうち、平成21年度及び平成20年度欄  ヤ (4)面会の状況等のうち、面会室の有無、病院内面会室総数、面会者延数欄</p> <p>8 代行行為等のうち  ユ 追加記載した事項  (共益費の欄を除く)</p> <p>9 病棟設備のうち  ヨ 追加記載した事項  (病衣貸与欄を除く)</p>	

## 公文書の件名、非開示部分及び非開示理由

公文書の件名	非開示部分	非開示理由
(7) 医療従事者名簿	1 医師名簿について ア 院内役職名欄(「院長」を除く) イ 生年月日欄 ウ 登録番号欄 エ 登録年月日欄 オ 精神保健指定医欄 カ 非常勤のみ記入本勤務先名欄のうち、追加記載した事項 キ 採用年月日欄 ク 勤務日及び勤務時間欄のうち、追加記載した事項	東京都情報公開条例第7条第2号に該当するため。 対象部分は個人に関する情報であり、開示することにより、特定の個人を識別できる又は個人の権利利益を害するおそれがある。
	2 看護師・准看護師名簿について ア 氏名欄 イ 生年月日欄 ウ 登録番号欄 エ 登録年月日欄 オ 交付者名欄の内都道府県知事名 カ 非常勤のみ記入欄のうち、追加記載した事項 キ 採用年月日欄	東京都情報公開条例第7条第2号に該当するため。 対象部分は個人に関する情報であり、開示することにより、特定の個人を識別できる又は個人の権利利益を害するおそれがある。
	3 看護助手名簿について ア 氏名欄 イ 生年月日欄 ウ 勤務日及び勤務時間欄のうち、追加記載した事項 エ 採用年月日欄	東京都情報公開条例第7条第2号に該当するため。 対象部分は個人に関する情報であり、開示することにより、特定の個人を識別できる又は個人の権利利益を害するおそれがある。
	4 薬剤師名簿について ア 氏名欄 イ 生年月日欄 ウ 登録番号欄 エ 登録年月日欄 オ 常勤非常勤の別欄 カ 採用年月日欄	東京都情報公開条例第7条第2号に該当するため。 対象部分は個人に関する情報であり、開示することにより、特定の個人を識別できる又は個人の権利利益を害するおそれがある。

## 公文書の件名、非開示部分及び非開示理由

公文書の件名	非開示部分	非開示理由
	5 作業療法士名簿について ア 氏名欄 イ 生年月日欄 ウ 登録番号欄 エ 登録年月日欄 オ 採用年月日欄	東京都情報公開条例第7条第2号に該当するため。 対象部分は個人に関する情報であり、開示することにより、特定の個人を識別できる又は個人の権利利益を害するおそれがある。
	6 精神保健福祉士名簿について ア 氏名欄 イ 生年月日欄 ウ 登録番号欄 エ 登録年月日欄 オ 採用年月日欄	東京都情報公開条例第7条第2号に該当するため。 対象部分は個人に関する情報であり、開示することにより、特定の個人を識別できる又は個人の権利利益を害するおそれがある。
	7 栄養士名簿について ア 氏名欄 イ 生年月日欄 ウ 登録番号欄 エ 登録年月日欄 オ 交付者名欄のうち都道府県知事名 カ 採用年月日欄	東京都情報公開条例第7条第2号に該当するため。 対象部分は個人に関する情報であり、開示することにより、特定の個人を識別できる又は個人の権利利益を害するおそれがある。
	8 その他名簿について ア 院内役職名欄のうち、追加記載した事項 イ 氏名欄 ウ 生年月日欄 エ 登録番号欄のうち、追加記載した事項 オ 登録年月日欄のうち、追加記載した事項 カ 常勤非常勤の別欄 キ 採用年月日欄	東京都情報公開条例第7条第2号に該当するため。 対象部分は個人に関する情報であり、開示することにより、特定の個人を識別できる又は個人の権利利益を害するおそれがある。
(8) 平面図	ア 建物内部の配置図（外観上明らかな部分等を除く）、配置図の内容を指し示す記述部分及び内部構造名一覧	東京都情報公開条例第7条第4号に該当するため。 対象部分は、公にすることにより、建物侵入等の犯罪の予防、鎮圧その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる。
	イ 建築事業者名、デザイナー名	東京都情報公開条例第7条第2号に該当するため。 対象部分は個人に関する情報であり、開示することにより、特定の個人を識別できる又は個人の権利利益を害するおそれがある。